

スマートフォン時代における  
安心・安全な利用環境の在り方に関するWG 最終とりまとめ

# スマートフォン プライバシー イニシアティブII

## ～アプリケーションの第三者検証の在り方～

---

平成25年9月  
利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会

- 平成24年8月に諸問題研究会報告書として「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」が発表され、スマートフォンの利用者情報の取扱い有り方として「スマートフォン利用者情報取扱い指針」が示され、安心安全な利用環境の確保に向けて各事業主体による取組みが提言された。
- 指針の実効性を上げるために、業界団体等における自主ガイドラインの策定、第三者によるアプリ検証の仕組みの検討、アプリ提供サイトからアプリ提供者等に対する情報発信、スマートフォン画面を考慮した表示などが提言された。
- 業界団体等における自主ガイドライン作成は進みつつある。

## ✓ 業界団体等におけるガイドラインの検討

- ・タオソフトウェア: アンドロイドスマートフォンプライバシーガイドライン (平成24年10月、平成25年1月改定)
- ・モバイル・コンテンツ・フォーラム (MCF): スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン (アプリケーション・プライバシーポリシーのモデル案等を含む) (平成24年11月)
- ・電気通信事業者協会 (TCA) (平成25年3月)
- ・日本オンラインゲーム協会 (JOGA) (平成25年4月)
- ・インターネット広告推進協会 (JIAA) (検討中)
- ・京都市: 京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドライン (平成25年1月)

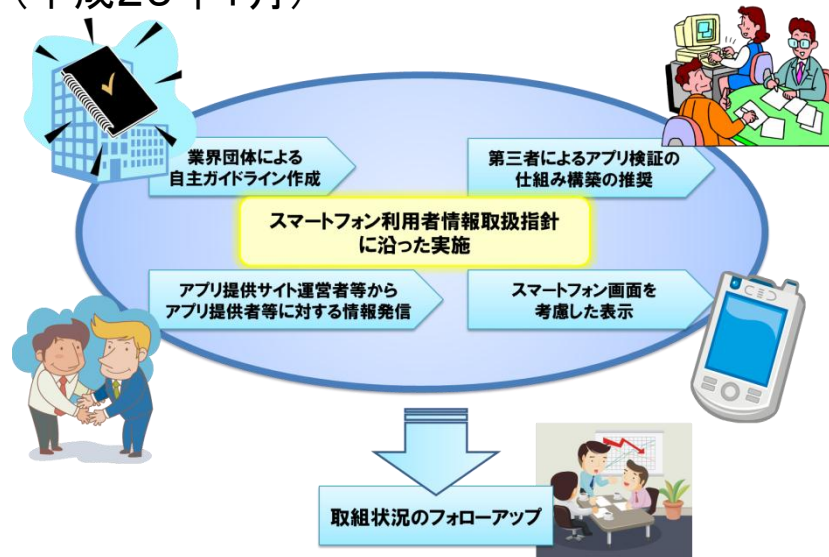
## ✓ スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会

- ・スマートフォンのプライバシーに関する業界ガイドラインの策定を促進することを目的として平成24年10月に設置。  
35以上の業界団体や企業・団体等が参加。

- ( ①業界ガイドライン及びモデルプライバシーポリシーに関する情報交換、②プライバシーポリシーの表示方法等に関する情報交換、③推奨事例及び問題事例の検討・共有、  
④国際的動向に関する情報交換、⑤情報発信等を実施 )

## ✓ スマートフォンの普及の進展と利用者情報をめぐる問題

- ・スマートフォンの普及率: 2012年度末約38%
- ・利用者情報の取得を目的としたマルウェアの増加



- 「スマートフォン利用者情報取扱い指針」を踏まえ、利用者情報の取扱いに関する透明性を確保するために、アプリケーション提供者はアプリケーションのプライバシーポリシーをあらかじめ作成・公表し、利用者が容易に参照できる場所に掲示又はハイパーリンクを掲載することが期待される。
- また、プライバシーポリシーの分かりやすい概要を作成し、利用者が容易に参照できる場所に公表することが望ましい。

- ✓ **アプリケーションのプライバシーポリシーの作成・掲載状況**
  - ・アプリケーションのプライバシーポリシーの普及率は必ずしも高くない。今後作成を更に強力に推進する必要。(例: アプリケーション提供サイトへの掲示率は約2割(KDDI研究所調査、産業技術総合研究所調査))
  - ・アプリケーションのプライバシーポリシーをあらかじめ作成し、公表している事例(日本総合研究所調査)
    - ①アプリケーション内に表示: 米国が約5割弱、日本が約4割弱
    - ②アプリケーション提供サイトへ掲示: 米国は高く約5割強、一方日本は約2.5割
- 双方において、米国の方が日本より比率が高い。
- ✓ **記載内容**
  - ・アプリケーションのプライバシーポリシーが作成されていた場合は、「スマートフォン利用者情報取扱指針」の8項目の多くについて何等かの記載がある。ただし、利用者関与の方法、情報収集モジュールの有無等については、記載そのものが少ない状況である。
- ✓ **概要版**
  - ・業界ガイドラインや先行事例を参考にして概要版作成を進めることが期待される。国際的議論の動向も考慮。

場所	日本(計40アプリ)		米国(計36アプリ)	
	対象アプリ数	比率	対象アプリ数	比率
アプリ内	14	35.0%	17	47.2%
Google Play 紹介ページ	10	25.0%	19	52.8%
開発者ホームページ	32	80.0%	25	69.4%

(出典: 日本総合研究所調査(2013年1月))

### ■ アプリケーションのプライバシーポリシー等に関する課題と対応

アプリケーションのプライバシーポリシーの作成を促進し、利用者が容易に見られるようにする必要がある。

- ① **アプリケーション等のプライバシーポリシー作成促進(移行計画の作成、アプリ作成当初からの作成)**
  - ・アプリケーションのプライバシーポリシーの作成・公表を促進する。
    - ⇒既存のアプリケーションで対応が未了のものについては、早急に移行計画を検討し対応を推進。
    - ⇒今後作成されるアプリケーションについては、予めアプリケーションのプライバシーポリシーを作成。
- ② **分かりやすい掲載・表示方法**
  - ・アプリケーションのプライバシーポリシーの掲載場所: アプリケーション提供サイト(ハイパーリンク等)、アプリケーション内の場合アプリケーションの初回起動時等に表示 等。
  - ・重要な情報についてポップアップ等で表示し必ず読める仕組みが必要。
- ③ **標準的な様式・形式**
  - ・利用者が本当に知りたいことを、分かりやすい表示で示す。
  - ・スマートフォン利用者情報取扱指針や業界ガイドライン等に基づき、記載が期待される8項目等を記載。(企業全体のプライバシーポリシーとの整合性を保ちつつ、当該アプリケーションについて作成。)
- ④ **概要版の作成: スマートフォンの画面で一覧できるように簡潔に記載した概要版の作成**
- ⑤ **利用者に対する周知・啓発**
  - ・利用者情報の取扱いがアプリケーションのプライバシーポリシーで説明されていること、電話帳等プライバシー性の高い情報についてはポップアップ等で同意が求められ確認が重要であること等を周知啓発。
  - ・スマートフォン プライバシー ガイドを改定し公表。
- ⑥ **青少年に関する情報の取扱い: 青少年の特性を考慮、国際的動向等も踏まえ検討を深める**

### ■ 情報収集モジュール提供者は、プライバシーポリシーの作成・公表し、当該モジュールを組込むアプリケーション提供者へ①取得情報の項目、②利用目的、③第三者提供の有無等を通知することが期待される。

- ・情報収集モジュールの多くは、契約者・端末固有ID等を送付、また位置情報等を送付するものもみられる。情報収集モジュール毎に分かりやすいプライバシーポリシーの作成を促すことが必要。
- ・情報収集モジュールについてのリストを作成し、共有していくことが共通の基盤として有用。

■ 関係事業者における取組

✓ 移動体通信事業者・端末提供事業者

① アプリケーション提供サイトの運営者としての活動: アプリケーション提供者等に対する支援

- ・「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」に沿った掲載ガイドラインを作成しアプリケーション提供者に予め提示。アプリケーション提供者等から事前申請を受けて検査を実施(配信型)
- ・アプリケーション提供者が作成したプライバシーポリシーへのハイパーリンクを設ける。
- ・アプリケーション提供者への啓発活動を実施。

② アプリケーション利用者に対する周知啓発

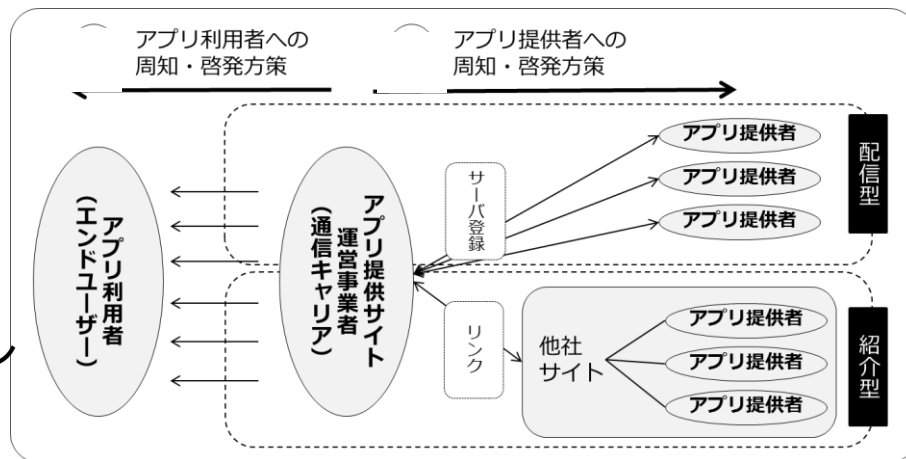
- ・契約時等における利用者に対する周知啓発。
- ・様々なリテラシーの消費者への対応。

✓ アプリケーション提供サイト運営事業者・OS事業者

- ・アプリケーション提供者が作成したプライバシーポリシーへのハイパーリンクを設けている。
- ・アプリケーションの掲載基準についてアプリケーション提供者に事前に一定の説明がされている。

✓ その他関係しうる事業者

- ・独自の基準の基づきアプリケーションの推薦等をしているアプリケーション紹介サイトがある(パーミッションの正当性、ウイルススキャンについて利用者へ検証結果を情報提供)



■ アプリケーション提供サイト等における連絡通報窓口

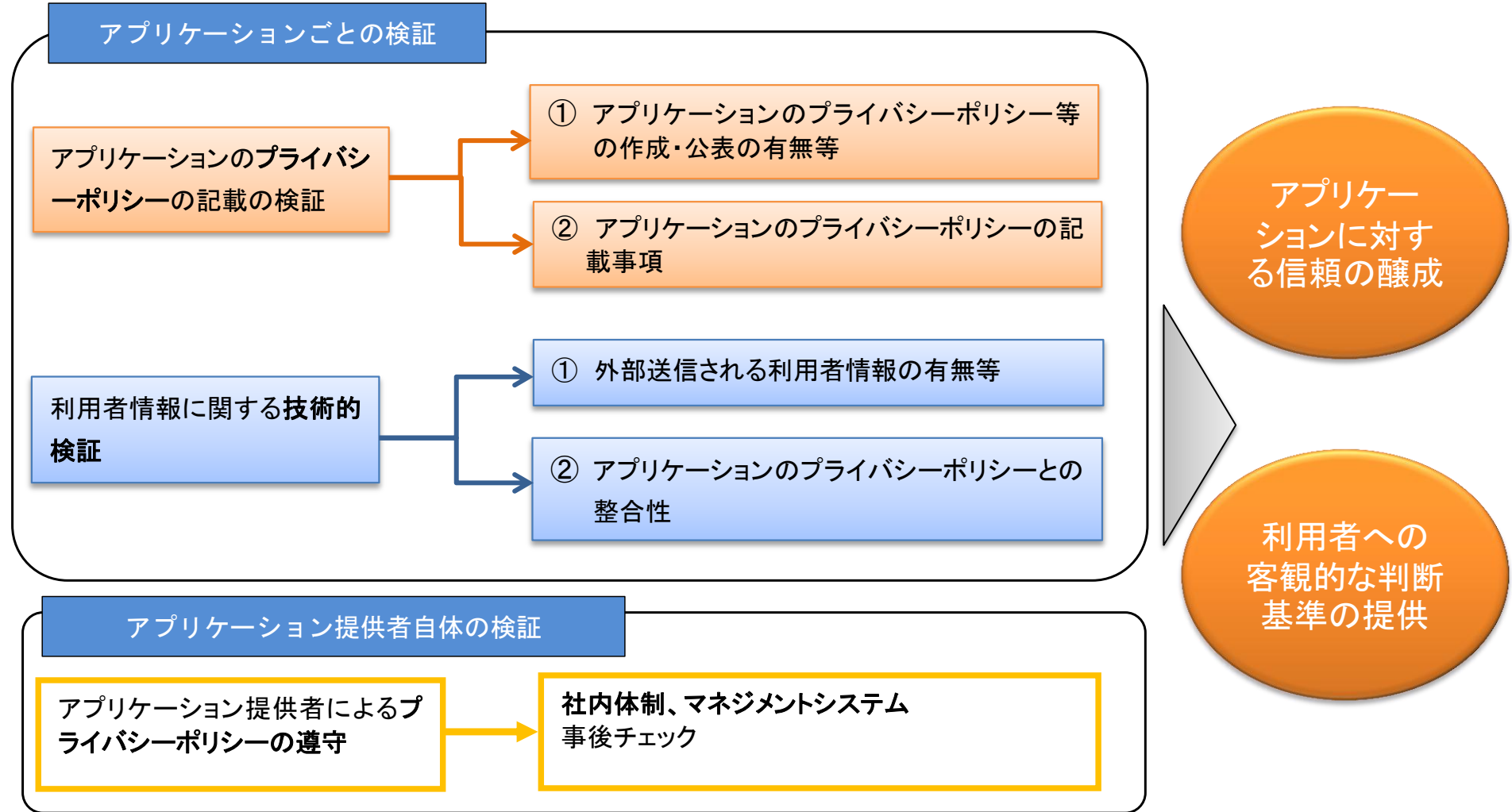
- ✓ 移動体通信事業者のアプリケーション提供サイト
- ✓ OS事業者等のアプリケーション提供サイト

連絡通報窓口が設置されている



- ① 利用者情報の取扱いに関する掲載基準の明確化⇒適切なアプリケーション作成の促進、透明性の向上が期待される
- ② 連絡通報窓口間の連携推進を推進⇒問題のあるアプリケーション等に関する連携・情報共有を推進

- 「スマートフォン利用者情報取扱指針」の実効性を高める観点から、個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうか等を運用面・技術面から第三者が検証する仕組みが民間主導により整えられることが望ましい。
- 第三者検証を行うための機能・能力を複数又は多数の主体が分散的に保持・提供することを許容。それらの機能・能力に応じて検証を行う。共通的に必要な検証基準等を作成し、運用する。



## ■アプリケーションの検証・透明性向上を通じた安心強化の取組の事例

- ①アプリケーション提供サイト運営者(OS提供事業者、移動体通信事業者等)
- ②スマートフォンOS提供事業者、端末提供事業者
- ③セキュリティ関係事業者、レビューサイト運営事業者
- ④認証機関

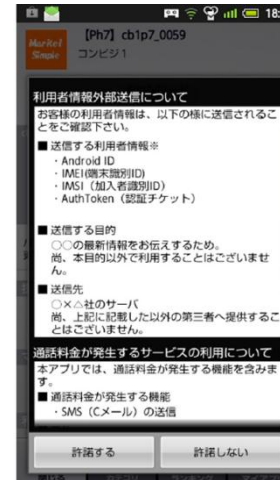
等の様々な主体が、利用者情報の取扱いに関する様々な検証や透明性向上のための取組を実施

### OS提供事業者

- ①情報取得時の同意：  
電話帳や位置情報等プライバシー性の高い利用者情報取得前に、個別に同意取得。
- ②ダッシュボード：  
利用者情報へのアクセス許可状況をワンストップで一覧
- ③情報アクセス時の通知
- ④マーケット審査を受けたアプリケーションに対するアクセス権限付与

### 移動体通信事業者

- ①アプリケーション審査：  
申請を受付け、アプリケーション掲載前に技術的検証等を実施
- ②利用者向け説明画面：  
外部送信される利用者情報に関する簡易な説明画面を提供



### 端末提供事業者

- ・電話帳アクセスモニター：  
アプリケーションがどのタイミングで電話帳情報へアクセスするか可視化

### レビューサイト運営事業者

- ・審査済のアプリケーションのみをサイトに提供
- ・企業等に情報提供

### セキュリティ関係事業者

- ・セキュリティ対策ソフトを通じた表示  
プライバシーリスクのデータベース化し、セキュリティ対策ソフトを通じて検証結果を利用者端末に表示
- ・分析結果のサイト等への公表
- ・事業者向けに詳細な分析結果を提供

### 認証機関

- ・透明性の観点等から充足すべき水準を示す
- ・組織単位のマネジメント等について確認

## ■アプリケーションの第三者検証の在り方

- ・アプリケーションごとの検証: 利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかについて検証。
  - ①アプリケーションのプライバシーポリシーの記載の検証
  - ②利用者情報に関する技術的検証
 ⇒①、②の一方又は双方について専門家や検証・認定機関などが客観的視点からこれを検証・審査
- ・アプリケーション提供者自体の検証
  - ③アプリケーション提供体制の確認: 所在確認・マネジメントシステムにおける指針の位置づけ等

### アプリケーションのプライバシーポリシーの記載の検証の基準

- ①アプリケーションのプライバシーポリシー(APP)等の作成・公表の有無等
  - APPが作成されている
  - APPが利用者の容易に参照可能な場所に掲載されている、アプリケーション内で容易に参照可能であること
  - ・概要版が作成・公表されていること、APPと整合性があること
- ②アプリケーションのプライバシーポリシーの記載事項
  - スマートフォン利用者情報指針の8つの事項について必要な内容を記載
  - 利用者情報とサービス内容・目的等の関係
  - 情報収集モジュールの名称、提供者等
- ③同意取得に関する事項
  - プライバシー性の高い情報を取得するアプリケーションの場合、個別に同意を取得
  - 第三者提供を行う場合、あらかじめ本人の同意取得

### 利用者情報に関する技術的検証の基準

- ①外部送信される利用者情報の有無等
  - アプリケーションにより外部送信される利用者情報
  - 外部送信される利用者情報の項目、内容
    - ※静的解析のみに基づく場合には、実際には外部送信されない利用者情報も幅広く指摘しうることに十分留意し検証。
  - 外部送信される利用者情報の送信先
- ②アプリケーションのプライバシーポリシーとの整合性
  - APPに記載される利用者情報の項目と、実際に外部送信される利用者情報の項目が合致
  - 外部送信される利用者情報の利用目的が明示されている
  - アプリケーションの内容と提供サービス・目的に一定の整合性
  - 情報収集モジュールの名前、提供者、送信情報等が合致

### アプリケーション提供体制の確認の基準

- ①アプリケーション提供者の所在確認・信用度確認
  - ・アプリケーション提供者の連絡先等が把握できること、アプリケーション提供者の提供実績など
- ②指針を踏まえた利用者情報の取扱い体制
  - ・アプリケーションのプライバシーポリシーを策定・公表する体制があること、事実上即しAPPを策定し、これを遵守する体制があること
  - ・他の検証や認証などにおいて、上記②が確認されていること(※他の認証機関(EMA等)において確認されている場合には、その結果を援用)



# 第3章 アプリケーションの第三者検証の在り方

## ■今後の具体的措置

- アプリケーションのプライバシー策定を推進: 記載様式の共通化し、検証を効率的に実施できる体制に
  - 共通の検討事項として、第三者検証の実施主体の公表・リスト化、第三者検証の結果の表示方法、各アプリケーション提供サイト運営事業者等連絡通報窓口の連携、情報収集モジュールのリスト化を実施
  - 今後、利用者支援・検証支援のためのアプリケーションやウェブサイトの検討、定期的なアプリケーション調査の実施、共通の事項の実施体制の確保等を実施
- ⇒当面の間、半年に一回程度フォローアップのために報告を行うこととする。

### 共通の検討事項の例

② 第三者検証の実施主体の公表・リスト化

③ 第三者検証の結果の表示の検討

④ 各アプリケーション提供サイト運営事業者等連絡通報窓口の連携

- ・情報共有・対応方法の共有等を推進
- ・危険性のあるアプリケーション等の事例データベース化

⑤ 情報収集モジュールのリスト化・共有

⑧ 共通の事項の実施体制の確保

- ・第三者検証の実施方法、細目の把握・検討、見直し
- ・共通の事項である①～⑦の効果的な推進体制

① アプリケーションのプライバシーポリシー策定推進

・記載様式の共通化  
・検証を効率的に実施するのに適する実装

### 今後の対応

⑥ 利用者支援・検証支援のためのアプリケーションやウェブサイトの検討

⑦ 定期的なアプリケーション調査の実施  
(APP及び技術検証)

- スマートフォンは、青少年から高齢者まで、誰もが安心して使いやすいものであるべき
  - ・ 関係事業者等は、利用者への情報提供・周知啓発により、利用者のリテラシー向上を図ることが重要。
  - ・ スマートフォン画面を考慮した表示(概要版)、プライバシー性の高い情報取得時におけるポップアップによる同意取得等、第三者検証の実施について分かりやすく説明し認知度と理解を上げる必要
- スマートフォンのアプリケーション提供者への情報発信・周知啓発を充実  
(アプリケーション提供サイト、OS提供事業者、業界団体、研究機関等)

## 一般利用者向けの情報提供・周知啓発

### 1 情報提供・周知啓発の内容

- (1) スマートフォンと従来型携帯電話の違い
- (2) 利用者情報の取扱いの注意点
- (3) 情報セキュリティ対策
- (4) 青少年・高齢者に必要な情報

### 2 利用者のリテラシーに応じた取組の実施

- (1) 端末・サービス開発時の取組  
(例: 青少年・高齢者向けスマートフォンの提供等)
- (2) サービス利用時の取組  
(例: 自主セミナーの開催)

### 3 本提言を踏まえた周知啓発

- (1) スマートフォン プライバシー ガイド
- (2) 利用者情報取得時の同意取得、概要版、第三者検証の活用方法等に関する周知 等

## アプリケーション提供者向けの周知啓発

### 1 アプリケーション提供サイト運営事業者、OS提供事業者による周知啓発

- (1) アプリケーション提供サイト掲載ガイドライン等
- (2) 適切なプライバシーポリシーの作成・公表の促進
- (3) アプリケーション提供者への啓発活動

### 2 業界団体等による周知啓発

- (1) アプリケーション提供者向けのガイドライン作成、情報発信
- (2) スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会(SPSC)等の業界横断的な場を通じた情報発信  
(例)・各業界団体の作成しているガイドライン  
・アプリケーション提供サイト掲載ガイドライン等を含めワンストップで分かり易く情報提供

## ■ 米国

### (1) インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話(2012年10月:米国ワシントンD. C.)

- ・日本側より「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」について紹介。ホワイトハウスの政策大綱を踏まえたモバイルアプリの透明性向上のための行動規範に関するマルチステークホルダー会合等について米国商務省(NTIA)より説明。
- ・スマートフォンの利用者のプライバシーに関するスマートフォンのアプリケーションの透明性の重要性とリテラシー向上について議論を行い、消費者のデータ保護に関するベストプラクティスとアップデートを共有していくことで一致。

### (2) 米国内における検討の動き

#### ① 商務省NTIAによるマルチステークホルダー会合

- ・2013年6月までに15回開催。モバイルアプリの透明性に関する行動規範の討議ドラフト、簡略な告知について議論。

#### ② FTCスタッフレポート「モバイル・プライバシー・ディスクロージャーズ:透明性の確保による信頼の構築」(2013年2月)

- ・プラットフォーム事業者、アプリ開発者、広告ネットワーク事業者、業界団体等の果たすべき役割を提言。

#### ③ カルフォルニア州の司法長官「モバイル端末におけるプライバシーに関する提言」(2013年1月)

#### ④ FTC「児童のオンラインプライバシー保護法(COPPA)」規則改正案(2012年12月)

## ■ 欧州

### (1) 日EU・ICT政策対話(2012年11月:東京)、日仏ICT政策協議(2013年2月:パリ)

- ・「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」について総務省から紹介。先方からeプライバシー指令やEUデータ保護規則等について説明し情報交換・意見交換を実施。今後も引き続き情報交換・意見校感を行うこととしている。

### (2) EU域内における検討の動き

- ・GSM Association(GSMA)が携帯端末向けのプライバシー原則、ガイドライン等を発表(2012年1月)

## ■ 韓国における検討の動き

- ・韓国情報保護振興院(KISA)は「アプリ開発者向けプライバシーガイド」を公表(2012年3月)。国内通信事業者を通じ、同ガイドの周知・啓発を実施。KISAはスマートフォンの中でモニター機能を果たすようなアプリ(SSチェッカー)を開発・公開。

- ・スマートフォンの利用者情報の取扱いに関する検討は、先進諸外国と日本において方向性はほぼ合致。
- ・我が国の取組について今後も積極的に二国間及び多国間の枠組みにおいて説明し、連携しつつ取組を推進。